

口座の売買・譲渡・レンタルは「犯罪」です

正当な理由なく、下記の行為を行った場合は、有償・無償を問わず犯罪となります。

1. 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為、譲り受ける行為
2. インターネットバンキングのログイン ID・パスワードの情報を譲り渡す行為、譲り受ける行為
3. 他人に売却・譲り渡す目的で口座を開設する行為
4. 他人、架空名義の口座を開設する行為
5. 他人名義口座から ATM 等で現金を引き出す行為

<口座売買は禁止>

金融機関の口座売買、譲渡、レンタルは犯罪です。当金庫では、他人への売買、譲渡が確認された場合や違法行為に繋がる取引と確認された場合は、お客様への通知を行わず、口座利用停止や解約を行い、当局へ通報するなど厳格な対応を行います。売買や譲渡した口座が犯罪に利用されることを知らなくとも、処罰される可能性があります。

- **犯罪者として逮捕、報道され生活や仕事に支障が生じます。**
- **お持ちの口座が全て凍結され、今後の口座開設ができません。**

誤って、口座を売買してしまった、他人に口座を貸してしまったという場合、すぐにご相談ください。当金庫では、上記のような犯罪を未然に防止するため、口座利用目的をお尋ねしていますので、ご協力をお願いします。

以上